都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について

児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、職務を行うこととされており、 その担当区域を定める基準として、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第2条 において、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万まで を標準として定めるものとされていたところである。

しかしながら、近年、児童相談所に寄せられる虐待相談対応件数は急増し、また、その 内容も複雑かつ深刻なものとなっている中で、子どもの生命の安全と心身のケアに万全を 期すよう、迅速かつ的確な対応が求められている。

また、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)が本年4月から施行され、今後、児童相談所長による家庭裁判所に対する親権停止の審判の請求等の業務量の増加が見込まれることから、児童相談所の体制の強化が必要となっている。これについては、同法の国会における法案審議の際、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において、親権停止制度の施行に当たり関係機関の体制整備等の推進を講ずべき旨、附帯決議がなされている。

このような状況にかんがみ、今般、児童福祉法施行令の一部を改正し、児童福祉司の担当区域を定める基準を、人口おおむね4万から7万までを標準として定めることとし、平成24年4月1日から施行することとされたところである。

なお、今回の改正は、当該基準に従った配置を強制するものではなく、各地方公共団体による自主的な定員管理を阻害するものではないが、深刻な児童虐待が増加する中、これに迅速かつ的確に対応するため、関係機関及び民間団体の連携の強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めることは国及び地方公共団体の責務であり、今回の政令改正の趣旨を踏まえ、適切な対応をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言である。

○ 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

として定めるものとする。	、交通事情等を考慮し、人口おおなれる。これでは、	「見童畐迚司」という。この担当区或は、去こよる呆蒦を要する見童第二条「法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「	Ţ	女 E
として定めるものとする。	交通事情等を考慮し、人口おおれる。	「見竜畐迚司」という。この担当区或は、去こよる呆蒦を要する見竜第二条「法第十三条第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「	手	見

4

き 措 置

項

平成 24 年 3 月 14 日

水曜日

官

報

第5759号